

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：信託業法の一部を改正する法律案
規制の名称：公益信託の引受け等に係る信託業法の適用除外
規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止
担当部署：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
評価実施時期：令和7年3月7日

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

- 本規制は、公益信託の引受け等を営む者に対して、信託業法上の免許・登録規定を適用除外とするものであることから、新規参入者及び既存事業者はいずれも新たに必要となるコストは生じないため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）により公益信託に係る行政庁による認可制度及び受託者規制等が設けられることを踏まえ、公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業法第 3 条の規定による信託業の免許又は同法第 67 条の規定による信託契約代理業の登録等に係る規定の適用を除外する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 公益信託に関しては、内閣府において国会に提出された「公益信託に関する法律」（以下「新公益信託法」）が令和 6 年 5 月に成立し、同法に基づく新しい公益信託制度（令和 8 年 4 月から開始予定）において、公益信託の担い手（受託者）の範囲が拡大されるとともに、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）による認可制度及び受託者規制等が創設された。新しい公益信託制度においては、公益法人や NPO 法人、自然人等が公益信託の新たな担い手となること等により、民間公益が活性化されることが期待されている。
- ・ 一方、現行の信託業法は、信託の委託者・受益者保護の観点から信託業を原則免許制とし、信託業を営む者を「株式会社のみ」とする等の要件や行為規制等を定めており、こうした規制が公益信託の担い手の新規参入を徒に妨げてしまう可能性があることから、公益信託の円滑な活用という観点で課題となっている。こうした点も踏まえて、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版においても、「公益信託制度に関しては、信託業法との整理を進める」と提言されているところである。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理・媒介について、信託業法第 3 条の規定による信託業の免許又は同法第 67 条の規定による信託契約代理業の登録等に係る規定の適用を除外する。（信託業法第 90 条の 2（新設））

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 今般の制度改正の結果、株式会社以外の者が公益信託の担い手となることができるようになり、公益法人等が公益信託の受託者として参入することなどにより、民間公益の活性化が促されることが期待できる。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 新たに信託業又は信託契約代理業を営む場合には、信託業法の免許・登録申請に係る費用負担が発生するが、今般の制度改正により、公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の代理又は媒介については、信託業法の免許・登録規定の適用対象外となるため、緩和により生じる追加的な費用負担はないと想定される。

<行政費用>

- ・ 信託業又は信託契約代理業を営む者に対しては、国（金融庁）による検査・監督費用が発生するが、今般の制度改正により、公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の代理若しくは媒介については信託業法の適用対象外となり、信託業法上の検査・監督は不要となることから、緩和により生じる追加的な費用負担は

ないと想定される。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ トラスト地等を信託財産とする公益信託を反復継続する活動について、信託業法の適用除外としていただきたい。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォローアップ会合（令和5年11月30日）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ [20240117_14shiryo.pdf](#)
- ・ [FU_gaiyo.pdf](#)
- ・ [20231130_07shiryo.pdf](#)

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

—

<上記以外の法令案>

- ・ 本案は既に成立した「公益信託に関する法律」を踏まえたものであるため、同法に合わせて施行後5年を目途として、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。